

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正内容

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備する。

#### (1) 部分休業制度の拡充（第15条から第15条の5まで）

ア 現行の部分休業制度（以下「第1号部分休業」という。）を取得できる時間帯について、「勤務時間の開始又は終わり」とされていた要件を削除する。

イ 第1号部分休業に加え、1年につき77時間30分（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内で、1時間を単位として取得できる部分休業制度（以下「第2号部分休業」という。）を新設することとし、職員はいずれかを選択可能とする。

#### (2) その他規定の整備

### 2 新旧対照表

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月文京区条例第8号）

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十九条 <u>第一項から第三項まで及び第五項</u>の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十三条まで （略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十九条第一項 <u>及び第二項</u>の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十三条まで （略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 勤務日数 <u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以</p>

員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。

次条において同じ。）

（第一号部分休業の承認）

第十五条 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間、勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十七号。以下「勤務時間規則」という。）第二十五条の三第五項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第三十条の三第五項の規定による第一号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第一号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただ

外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

（部分休業の承認）

第十五条 部分休業（育児休業法第十九条第一項の部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間、勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

し、勤務時間規則第二十五条の三第七項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第七項に規定する第二号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第一号部分休業を承認することはできない。

3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は第一号子育て部分休業の承認を受けて勤務しない場合における第一号部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第一号子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による第二号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第一号部分休業を承認することはできない。

（第二号部分休業の承認）

第十五条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（新設）

（新設）

次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第二十五条の三第五項、幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第五項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則に規定する第一号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第二号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

（新設）

第十五条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

（新設）

第十五条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第二十五条の三第七項、幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第七項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく

規則に規定する第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第十五条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業における給与の減額）

第十六条 職員が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十五条第一項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「幼稚園教育職員給与条

（新設）

（部分休業における給与の減額）

第十六条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十五条第一項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九条第一項並びに会計

例」という。)第十九条第一項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年九月文京区条例第五号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条、幼稚園教育職員給与条例第二十二条並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び報酬額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第十七条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

第十八条から第二十条まで (略)

年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年九月文京区条例第五号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条、幼稚園教育職員給与条例第二十二条並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び報酬額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第十七条 第十一条の規定は、部分休業について準用する。

第十八条から第二十条まで (略)

### 3 施行期日等(付則)

(1) 施行期日(付則第1項)

令和7年10月1日

(2) 経過措置(付則第2項)

この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業に係る取得上限については、38時間45分(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た時間)を超えない範囲とする。